

会議録(要旨)

1	会議名	第7回 高砂市子ども・子育て会議
2	開催日時	平成26年 12月 22日(月) 14時00分～15時35分
3	開催場所	中央公民館兼伊保公民館 講堂兼体育館
4	出席者	<p><委員> 高砂市子ども・子育て会議 委員16名</p> <p><事務局> 福祉部長、教育部長、子育て支援室長、教育推進室長、学校教育室長 健康市民室長、子育て支援室主幹、経営企画室主幹、健康増進課長 障がい・地域福祉課長、学務課長、学校教育課長、学校教育課副課長</p>
5	傍聴人数	3名
6	次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>(1) 平成27年度高砂市の1号・2号・3号認定子どもの利用者負担額について</p> <p>(2) (仮称)高砂市子ども・子育て支援事業計画素案について</p> <p>(3) その他</p> <p>3 閉 会</p>
7	配布資料	<p><事前配布> 資料2-1 第6回子ども・子育て会議(平成26年11月10日)における委員のご意見 資料2-2 高砂市次世代育成支援後期行動計画の施策評価シート(平成22～25年度) 資料3 (仮称)高砂市子ども・子育て支援事業計画素案</p> <p><当日配布> 第7回高砂市子ども・子育て会議 次第 高砂市子ども・子育て会議委員名簿 第7回高砂市子ども・子育て会議 配席図 資料1-1 平成27年度 高砂市の2・3号認定子どもの利用者負担額(案) 資料1-2 平成27年度 高砂市の1号認定子どもの利用者負担額(案)</p>

	<p>1 開会 (14:00)</p>
	<p>2 議題</p>
事務局	<p>(1) 平成27年度 高砂市の1号・2号・3号認定子どもの利用者負担額について 【(資料1-1、1-2) 平成27年度 高砂市の1号・2号・3号認定子どもの利用者負担額について説明】</p>
委員	<p>入園児童の保護者に対して保育料の通知がされていると思うが、公定価格が示されてから正式な負担額が決定するため、今後変更になる可能性があるという詳しい説明がしっかりとされているか。また、現行案から大幅に変更のないようお願いしたい。</p>
事務局	<p>入所申請開始時には決定していなかったが、継続園児の保護者に対しては、各保育所等を通じて、変更の可能性がある現行の案として決定した旨を通知している。広報等の周知はできていないが、変更の可能性がある現行の案という形で、ホームページ等により周知を進めていく。</p>
委員	<p>2号・3号認定子どもの利用者負担額における多子世帯軽減措置のことについて、注意書きの「3人目以降は無料となります」というのは、保育園に対象児童3人が同時に入所している状態を示すのか。最年長児童が小学校に入学した場合は、対象から外れるということによいか。</p>
事務局	<p>多子世帯軽減措置は、同一世帯の中で、幼稚園、保育所、認定こども園、または高砂児童学園のような障害児施設に、入所または通所されている就学前児童が2人以上いる場合に対象となり、その中で上から2人目は半額、3人目以降は無料となる。</p>
委員	<p>1号認定に係る多子世帯軽減措置については、対象範囲が小学校3年生までであり、2号・3号認定の対象範囲と差があるが、統一することはできないのか。</p>
事務局	<p>多子世帯軽減措置については国が基準を示しており、1号の多子世帯軽減措置の対象者は小学校3年生までの範囲となっている。高砂市において、1号及び2・3号の多子世帯軽減措置は、国の基準に基づいて行う。</p>
事務局	<p>(2) (仮称) 高砂市子ども・子育て支援事業計画素案について 【(資料2-1、2-2、3) (仮称) 高砂市子ども・子育て支援事業計画素案について】</p>
委員	<p>資料2-1の8ページで、保護者の就職が決まった際など、私立保育園等で一時預</p>

	<p>かり事業を実施するということが、現状では就職が決まって、保育園に入所申し込みすればすぐに入所できるのではなく、入所までの期間を無認可の保育施設等が保育を実施している状態がある。今後は、その期間を保育園等で一時預かり事業を実施するということが、どのような形で実施されるか具体的に教えてほしい。</p>
事務局	<p>高砂市では、保育所の入所申請から入所までに2週間あるが、この期間で利用調整し、保育士の確保や受入れ準備をしている。当事業では、そのような期間等に家庭で保育を受けることが困難になった就学前の未就園の子どもについて、一時的に保育しており、現在も私立保育所、認定こども園7ヶ所の実施園に直接申請することで実施している。今後は、平成27年度から新たに2ヶ所増える。また平成28年度から子育て支援センターの1ヶ所を実施するなど、事業を拡充する。</p>
委員	<p>資料2-1の4ページの公園・緑地の整備の部分で、委員が意見を挙げたが、それに対して市は、「利用される方々において、お互いが気持ちよく利用できる公園にしていきたい」と回答している。今回、子ども議会で小学生から「球技ができる公園を作してほしい」という意見があり、それに対して市長から球技ができるような場所を今後検討するという回答があった。現状、運動場を開放している小学校でも、球技をする場合には十分配慮している。また資料2-2の6ページに同じ項目があり、その中の「遊び場の充実」の達成状況の欄に「開発指導要綱により実施した」とあるが、意味合いを教えて欲しい。達成の評価点がCとなっている施策に対して、利用者に委ねているように感じられるので、市の方向性を聞かせて欲しい。</p>
事務局	<p>開発指導要綱には宅地開発をする際に、開発件数によって公園を設置しなければならない等の基準が定められており、過去5年間では、その要綱に定められた宅地開発に基づく公園は設置したが、それ以外については整備されなかったという理由で評価がCとなっている。現在、高砂市には市ノ池公園や浜風公園等があるが、土地の面積の問題もあり開発が進められていないのが現状である。今のところ、そのような計画がないと回答しているが、今後検討していく。</p>
委員長	<p>子どもたちに危険に対する認識を持ってもらうとともに、環境を整えることが大事である。高砂市の子どもたちが満足して体を動かせる広場や公園を整備すれば、気持ちも安定して学習にも励めるようになるのではないかと思う。</p>
委員	<p>平成27年度の保育所等の募集が始まっているが、量の見込みとの差はあるのか。</p>
事務局	<p>全ての申請が終わっている状況ではないので未確定だが、現状では例年並みとなっている。</p>
委員	<p>高砂市では、未成年の喫煙や飲酒やいじめなどの様々な問題があるので、必要とされているところに、専門的な知識を持ったソーシャルワーカーを配置し、相談できる</p>

事務局	<p>場所を増やして欲しい。</p> <p>薬物乱用防止、未成年の喫煙防止・飲酒防止等については、専門家を招いて取り組んでいる。教師はいじめの相談がある児童と面談を粘り強く続けながら、実態の把握に努め、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに相談しながら解決するよう取り組んでいる。</p>
委員	<p>薬物乱用の講座について、学校では医者や警察にきてもらい講座をするだけで終わっているが、その際に実際に困っている人がいれば、相談機関や制度を周知することが必要だと感じた。</p>
委員	<p>不登校等の問題は、学校のみならず就学前から対策しなければならない。これからは教育委員会や福祉などの垣根を越えて、高砂市全体で子どもの育ちを保障していかなければならないので、子育てを支援する各分野が、うまく連携できるようにこの場で私たちが話し合わなければならない。</p>
委員長	<p>福祉と教育の分野が分離する傾向が残るなか、高砂市で育つ子どものために、各分野が連携して、子育て支援の充実を図っていただきたい。</p>
委員	<p>現状では、子育て支援センターで小学生が遊べないようになっている。小学生のために一室を解放してもらえればよいと思う。また、子育て支援センターで実施している「集いの広場」などの事業についても、予定表などを市のホームページに工夫して掲載することで、内容が見やすくなり、事業の周知が図られると思う。</p>
委員長	<p>ただいまいただいた意見も含めて、高砂市子ども・子育て支援事業計画素案について、パブリックコメントを実施することについて、承認いただいでよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">(承認)</p>
<p>(3) その他</p>	
<p>3 閉会 (15:35)</p>	